

大山町資金管理及び運用についての方針

第1 総則

1 この方針の目的

この方針は、大山町会計管理者（以下「会計管理者」という。）の管理する資金について、安全性及び流動性を確保した上で効率的な資金管理を行うため、管理運用の原則及び方法を定めることを目的とする。

2 法令等との関係

資金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法、大山町財務規則及び各種基金条例に定めるものを除くほか、この方針の定めるところによる。

3 適用範囲

この方針は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金及び有価証券の資金について適用する。

4 資金運用についての協議

この方針に基づく運用を円滑に行うために、会計管理者は、資金運用を行うときは、副町長、財政担当課長及び財政担当者からなる公金運用会議を開催し検討するとともに、金融情報の集約、取引金融機関の経営状況の把握と分析、資金の運用状況等の検討を行うものとする。

第2 資金管理の考え方

1 資金管理の権限および責任

この方針の適用を受ける資金管理の権限および責任は会計管理者が有する。
会計管理者は、金融情勢等に応じた判断のもとで安全で効率的な資金管理を行うよう努める。

2 管理者等の注意義務

資金管理者及び従事する職員は、この方針に基づき、善良な管理者の注意義務をもって資金管理を行わなければならない。

3 資金管理の実施

(1) 保管及び運用の基本的考え方

安全性の確保を最重要視し、流動性を確保しつつ、これらを前提として効率性を追求する観点から、資金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう努める。

(2) 調達方法

資金不足に備えて調達を実施する際には、債券の現先取引、一時借入又は内部資金の繰替運用のうち、効率性の高い方法を用いる。

(3) 取引方法

保管、運用及び調達にあたっては、引合方式又は相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方法を用いる。

4 資金管理実績の報告

会計管理者は、この方針に基づき、適正に資金管理が行われているか等について、金融機関からの残高証明書により毎月、町長に資金管理の実績報告を行うものとする。

第3 金融商品の選択

1 保管及び運用の原則

保管及び運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、次の(1)から(3)までの場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

(1) 資金の安全性を確保するために必要な場合

- (2) 流動性を確保するために必要な場合
- (3) 収益性向上のために、金融商品の入替えを行う場合

2 歳計現金等

歳計現金等は支払いに対する準備金であり、主に指定金融機関の普通預金で流動性を確保するほか、定期預金、債券（基金と同様のもの）で運用する。

3 基金

(1) 運用方法

会計管理者が保管すべき基金は、定額運用基金（土地開発基金）及び財産区基金を除いて、いわゆる一括運用（個々の基金と個々の金融商品の対応付けを外し、基金残高と金融商品残高を総額で対応付けするものである。）を行う。一括運用の目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取崩しに基金全体で対処することで、長期運用を可能にする環境をつくり、効率性向上を図るものである。

運用収益は、財政調整基金が代表して受け入れるものとし、収益の配分は、年1度、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに、財政調整基金から各基金に振り替える。1月以降に収益の異動があった場合は、財政調整基金で調整するものとする。

普通預金で流動性を確保するほか、次の金融商品から選択して運用する。

- (a) 定期預金
- (b) 国債
- (c) 地方債（地方公共団体金融機構債を含む。）
- (d) 政府関係機関債（政府保証債、財投機関債）

(2) 債券の運用について

債券の運用限度額は、36億円以内とする。

(ア) 取得方法

証券会社との相対取引、又は複数の証券会社による引合のいずれかにより、確実、かつ、効率的な方法で債券取得を行うが、日頃の提案内容や情報等のサービスも考慮し、町への貢献度を含め総合的に判断する。

(イ) 償却の方法

① 経過利息の償却方法

ア 既発債券の売買が利払日と利払日の間に行われるとき、前回の利払日の翌日から売買日までの利息を経過利息として支払う。経過利息は最初の受取利息の中に含まれるため、受取利息の調定又は仕訳は経過利息相当額を減じた額で行い、経過利息を償却する。基金に属する債券は歳計現金又はキャッシュフローから基金に償却相当額の現金を移動する必要がある。

② 債券を額面金額より高い金額又は低い金額で取得した場合（※注 1）は、その取得差額を償却原価法（※注 2）により償還期に至るまで期間に応じて償却する。

ア オーバーパー（＝額面超過額）債券

受取利息の調定又は仕訳は当年度償却額を減じた額で行い、債券簿価から同額を減ずる。基金に属する債券は歳計現金又はキャッシュフローから基金へ償却相当額の現金を移動する必要がある。

イ アンダーパー（＝額面未満額）債券

受取利息の調定又は仕訳は当年度償却額を加算した額で行い、債券簿価に同額を加算する。基金に属する債券は基金から歳計現金又はキャッシュフローへ償却相当額の現金を移動する必要がある。

※注 1 債券価格は同一銘柄債券のクーポン（表面利率）と市場利回りの差異の調整として決定される。

債券単価＝{(100円＋クーポン(表面利率)×残存年数)÷(100

円+市場利回り×残存年数)} ×100 *額面=100円

※注2 償却原価法

債券を額面金額より高い価額または低い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額（取得差額）が金利調整差額の場合には、取得差額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。加減額は有価証券利息に含めて処理される。

③ 売却損失の処理方法

ア 歳計現金等の債券の売却損失は、歳計現金等の収益を使用して償却を行うことができる。基金の売却損失は一括運用する基金の運用収益を使用して償却を行うことができる。

イ 企業会計においては、通常は売却益と損益通算して事業外損益で処理する。

(3) 債券台帳の記載事項

① 購入時

購入債券の銘柄、約定日、額面、購入価格、クーポン（表面利率）、利回り、発行日及び償還日、金利支払日、購入単価、経過利息、発注業者、口座管理業者

② 売却時

約定日、売却価格、売却単価、所有期間利回り、受け渡し日、経過利息、発注業者、売却理由

第4 資金運用の公表

会計管理者は、会計年度終了後、資金運用の実績を広報、ホームページ等で公表するものとする。

第5 見直し

- 1 この方針は、必要に応じて、見直す。
- 2 この方針に定めるもののほか、必要な事項は会計管理者が別に定める。

附 則

- 1 この方針は、平成28年6月30日から施行する。
- 2 この方針施行の際、現に有する資金については、この方針に基づいて手続きされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度に限り、6月に満期となった定期預金の利息は基金ごとに配分する。

附 則

この方針は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。